

今が チャンス!

日本経済再生に向けた緊急経済対策として、①大胆な金融政策②機動的な財政政策③民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体かつ強力に実行する為の政策パッケージが策定されました。

下記支援メニューは、会員の皆様の積極的な取り組みへの補助金や支援プログラム等です。積極にご活用ください。

会員の皆様の経営に役立つ支援策

補助金支援

創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）

- ①地域の需要や雇用を支える事業を興す、起業・創業補助金〔補助上限額：200万円 補助率：2/3〕
- ②既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する、第二創業補助金〔補助上限額：500万円 補助率：2/3〕
- ③海外市場の獲得を念頭とした事業を興す、起業・創業補助金〔補助上限額：700万円 補助率：2/3〕

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援する補助金〔補助上限額：1,000万円 補助率：2/3〕

新商品・新サービスの開発支援事業

商工会と一緒に、商品やサービスの企画・改良・試作品開発等を行う計画を策定し、実施した中小企業・小規模事業者を支援する補助金〔補助上限額：300万円 補助率：2/3〕

金融支援

経営環境変化資金（日本政策金融公庫）

対象者：商工会による事業計画策定支援等の経営支援を受けている者であって、経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者

対象資金：設備資金及び運転資金／貸付限度：4,800万円以内／貸付利率：基準利率0.4%（注）

（注）過剰な債務負担を生じている事業者に適用／貸付期間：15年以内（設備資金）、8年以内（運転資金）

中小企業経営力強化資金（日本政策金融公庫）

対象者：創業又は経営多角化・事業転換等の新たな事業活動を行うにあたり、商工会による事業計画策定支援等の経営支援を受け、新商品開発等新たな市場創出を目指す中小企業・小規模事業者

対象資金：設備資金及び運転資金／貸付限度：7,200万円以内／貸付利率：基準利率0.4%

貸付期間：15年以内（設備資金）、7年以内（運転資金）

経営力強化保証制度（信用保証協会）

対象者：金融機関及び商工会の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者／保証限度額：2億8,000万円（無担保保証は8,000万円）／保証割合：責任共有保証
保証期間：7年以内（設備資金）、5年以内（運転資金）既保証を借り換える場合は10年以内。それぞれ据置期間は1年以内／信用保証料率：一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ

認定支援

農商工連携（国による法律認定）

- 農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。
- 農林漁業者・中小企業が連携体を構築 ⇒ 農林漁業者・中小企業者が共同で「農商工等連携事業計画」を作成し国に申請 ⇒ 主務大臣の認定 ⇒ 各種支援措置 ⇒ 新商品・新サービスの開發生産等及び需要の開拓
- 主なメリット：補助金、融資の特例・金利優遇、信用保証の特例等

地域資源（国による法律認定）

- 地域の強みとなりうる農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。
- 中小企業が「地域資源活用事業計画」を作成し県に申請 ⇒ 県が意見を付与して国へ提出 ⇒ 主務大臣の認定 ⇒ 各種支援措置 ⇒ 新商品・新サービスの開發生産等及び需要の開拓
- 主なメリット：補助金、融資の特例・金利優遇、信用保証の特例、中小企業投資育成株式会社の特例等

6次産業化（国による法律認定）

- 農林水産業・農山漁村に潜在する「地域資源」を有効活用し、1次産業（農林水産業）・2次産業（製造業）3次産業（小売業）を融合・連携させることにより「付加価値」を生み出し、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ること。1次産業（農林水産業）×2次産業（製造業）×3次産業（小売業）＝“6次産業”
- 農林漁業者＋その他事業者による構想の具体化 ⇒ 事業内容、販売・資金計画等の具体化 ⇒ 「総合化事業計画に係る認定申請書」を作成し国に申請 ⇒ 認定 ⇒ 各種支援措置 ⇒ 生産販売 ⇒ 所得向上・地域活性化
- 主なメリット：補助金、融資等の特例、「6次産業化ロゴマーク」の使用、設備整備等の手続簡素化等

経営革新（県による法律承認）

- これまで自社で取り組んでいなかった、従来のビジネスから蓄積したノウハウや強みを生かすような新たな事業活動のこと。経営革新計画とは、新たな事業活動を実際に行っていくために必要な「事業内容」「事業スケジュール」「収支計画」「設備投資計画」などを記載した計画書のこと。
- 中小企業者等が「経営革新計画」を作成し県に申請 ⇒ 「経営革新審査会」において、事業者によるプレゼンテーションも交えた審査 ⇒ 県の承認 ⇒ 各種支援措置
- 主なメリット：融資の特例・金利優遇、信用保証の特例、税の特例、特許関係料金減免制度等



お問い合わせ先

詳しくは、商工会までお気軽にお問い合わせください。
各種申請に伴う事業計画書策定のお手伝いを致します。